

第4回総社市子ども・子育て会議【議事概要】

(こども課長)

それでは、定刻となりましたので、平成26年度第4回総社市子ども・子育て会議を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、ご多忙の中お集まりくださりありがとうございます。初めに「第4回総社市子ども・子育て会議」の開会にあたりまして、近藤会長からご挨拶いただき、そのまま議事の進行をお願いいたします。なお、本日の議題につきまして、一部変更しておりますことをご了承ください。では、お願いいたします。

(近藤会長)

それでは、会議を始めさせていただきたいと思います。

本日の議題といたしましては、

- (1) 学校教育・保育の量の見込みについて
- (2) 学校教育・保育の提供体制の確保について
- (3) 子ども・子育て支援事業計画骨子案について
- (4) 子ども・子育て支援新制度に係る条例の制定について
- (5) その他といたしまして、今後のスケジュール。以上を予定しております。

今回の議事は、前回3月の会議で途中となっております学校教育・保育の量の見込みから、提供体制の確保を中心にご協議願いたいと思います。

それでは、協議事項(1)、『学校教育・保育の量の見込みについて』、事務局より説明願います。

(1) 学校教育・保育の量の見込みについて

(保健福祉部長)

資料Iに沿ってご説明させていただきます。今回の新制度ですが、3歳以上と0歳から2歳とに分けて、さらに、保育の必要性なし・ありに分けて1号・2号・3号認定に分けることとなります。ニーズ調査を昨夏に行いまして、市内における潜在ニーズも含めた需要を推計させていただきました。1号認定で主に幼稚園を希望される方、現在幼稚園の園児数985名ですが、平成31年度には853名と年々減少することが見込まれています。次に2号認定、保育の必要性のある3歳以上の保育を希望される方は、現在836名が保育所に入所していますが、これも予測では、年々減少して平成31年度には797名となります。最後に3号認定、0歳から2歳までの保育の必要性のある方ですが、現在の3歳未満の保育所入所者は554名いますが、潜在的な需要もあり、平成31年度のニーズは762名となっています。3号認定の人数が多いのは、現在求職中の方や特定の保育所を希望しているために入所できていない方も含めて、需要量として把握されることになるためではないかと思えます。

幼稚園については、認可定員が2,195名ありまして、希望者が1,160名と供給量の方が多いため入所の問題はありません。保育所については、希望者は1,500~1,600名おりまして、認可定員が1,285名ですので、その差数百名があふれることとなります。最大入所可能人数は認可定員の120%を超えないようにと厚生労働省が示していますので、最大で定員の115%まで入所することを想定して足りない需要量を出しております。

平成27年度において最大で348人と最低で156人の供給（定員）不足が生じるのではないかと、年々子どもの数が減少していくことが見込まれておりますので、平成31年度において最大で△274名、最低でも△82名の不足が生じるのではないかと、ニーズ調査による推計結果が算出されております。最大値か、最低値か、実際の数値とどちらが近いかということですが、事務局では当初、この数値の中間値の180人あたりを保育ニーズの目安と考えておりました。しかし、前回会議で、その人数は多いのではないかという意見があったこと。180人足りないということ、それに見合った施設を作ってしまったら、子どもが減ったときに施設を減らしていくということが難しくなるので、まずは一番少なめの82名を需要量と想定して平成29年度、つまり計画中間年度に供給量は足りているかどうか、今後の需要量の想定をどうしていくか見極めていければと考えております。

ニーズ調査はあくまでも推計ですし、上ブレする傾向もありますので、82名で見積もるか180名に近いところで見積もるか皆様からのご意見を伺いたいと思います。

（近藤会長）

ありがとうございました。保育の量の見込みを定員で考慮すると5年後に274人の不足、定員超過の115%の人数で考慮した場合82人不足するという推計結果でしたが、事務局案として180人の保育量の不足解消ということによろしいのでしょうか。

（保健福祉部長）

事務局としては、180人を念頭にしておりましたが、施設を作った後に直ぐ壊すということもできないので、まず82人の供給不足があるとの想定で、この解消から考えていく。様子を見た後、それでも供給が足りないようであれば、どうしていくか改めて検討していったらどうかと考えています。

資料Iの(3)に今年の4月現在の両親共働き家庭のうち認可外保育施設の利用者、幼稚園における預かり保育の利用者、保育所における一時預かりの利用者及び求職中を理由に入所できない方が、合計で142名おります。また、保育の必要性の認定においては、同居親族要件の緩和などもあり、2号及び3号認定を受けられることで、潜在的な需要も表面化していきます。こういうことを踏まえると、100名以上の需要はあると思われませんが、計画の上では、調査を根拠として推計していくということとなりますので、82名の供給不足の解消から始めてみるのが適切ではないかということ、保育所・幼稚園の関係者と協議した結果、感じられました。

（近藤会長）

具体的な数値を考えていかなければなりません、何かご意見ございませんか。

（服部委員）

市内の全保育所の園長と研究を行ってまいりましたが、平成31年度の定員比で274名、定員の弾力化による115%比での82名ということでしたが、保育協議会では82名の保育量の解消でニーズに応えられるのではないかと考えておりますがいかがでしょうか。

（松森委員）

幼稚園の方でも園長会を開きまして協議して参りました。今の時点で相当数の方が希望保育所へ入所できないという現状がありますので、幼稚園としてもできる限り受け入れられる方策を考えていきたいと思っております。

（山本章委員）

保育量の不足とは少し外れますが、子育て当事者としての意見として、兄弟がいる場合に幼稚園

と保育所を同時に入所できないという現状があり、パートでの仕事をした場合における保育料を考えていくと入所を控えざるを得ないということもあります。とある市内の認可外保育施設では、幼稚園の送迎を含む一時預かりなどを低料金で実施しており、のびのびとした保育を実施しているという話を聞いたのですが、こういう形のことを考えていくのはどうでしょうか。

(近藤会長)

ありがとうございます。お話の施設が認可外保育施設であり、認可保育所へ入所できるのであれば入所される方も多いのではと感じました。また、利用料の問題も別途あると感じました。先ほど82名の保育量というご意見でしたが、現在、既に142名の両親共働きの方などに保育を提供できていない状況であるということですがいかがでしょうか。

(保健福祉部長)

142名の方については、保育所に入りたいけど入れていないということではなく、認可外保育施設や一時預かりで対応可能な方も含まれており、利用料がこれだけかかるということが分かれば、定員に余裕があったとしても入所しないような方もいると思いますので、この数をどう扱うかというところは難しいところです。

また、山本章委員が御指摘の施設については、認可外保育施設というよりも公がまったく関わらない形で自己責任において子どもを預かっていらっしゃるということで聞いております。利用料が安いという理由によりこういった施設への預けることを選択される方もいらっしゃいますし、先般のベビーシッターによる事件などを受けて、公的に認可を受けた所でないと預けたくないと言われる方もおられます。認可外保育施設による定員増もあればあったで良いのですが、まずは115%の受け入れを想定して82名分の認可定員を増やすということが最低限実現を必須とするラインだと思いますが、この認可定員のプラス α をどう考えていくのかという点について皆様のご意見を伺いたいと思います。

(中島委員)

保育所を利用していない方で、ファミリー・サポート・センターを利用している方もたくさんいらっしゃいます。保育所に入れる方も保護者の選択で認可外保育施設を利用される方もおられますし、幼稚園の預かり保育を利用される方もおられます。また、両親共働きでも祖父母が近くに住んでおり保育所を利用しない方もおられます。幼稚園の預かり保育が3歳からできたら利用したいという声も聞きます。また、働きたいというよりも、子どもを長時間看るのが辛いということで、少しの間でも預けたいという需要もあると思いますので、82名というラインは打倒であると感じました。

(鎌田委員)

私自身、一昨年から短時間パートで就労をしており、たいへんは対応できますが、長期休暇時の幼稚園の預かり保育を実施していないため、長期休暇時の利用をお願いしたいと感じています。

(福光委員)

82名の数値が多いのか少ないのかはわかりませんが、預けたいという保護者には少しでも休みたいという一時的な預かりが解消できれば、これくらいの量でもいいのかと感じています。

(貝原委員)

幼稚園の児童数が減っているので、そこで対応できるのであればこの数でよいのではないかと思います。

(山本裕委員)

多様なニーズに応じたやり方について柔軟性をもって実施していただければこれ位の数でよいのではないかと思います。

(近藤会長)

ありがとうございます。目標数値の設定は82名とし、今後の会議におきましても毎年状況をみながら、目標数値を協議、設定していくということによろしいでしょうか。また、いろいろなパターンの保育、短時間、緊急時、長時間などのタイプの保育が求められているようですので検討していく必要性を感じました。それから、認可外で県への届出もしていない団体について、子どもの安全が確保されない状況もあると思われまますので調査の必要性を感じました。

(保健福祉部長)

目標数値の82名というのは、2号・3号認定のニーズとなります。色々なパターン保育、預かり保育や一時預かりについては、認定を受けられていない「家庭での保育」を中心とされる方が主な対象者となります。

(近藤会長)

続きまして、(2) 学校教育・保育の提供体制の確保について、事務局より説明願います。

(2) 学校教育・保育の提供体制の確保について

(児童保育係主任)

資料Ⅱをご覧ください。前回の会議でも提示させていただきました保育ニーズの確保プランについて、まとめさせていただきました。資料では目標数値を前回提示いたしました180名で提示させていただいておりますが、協議事項(1)において、29年度までの目標数値を82名から検討させていただくことになりましたので、その差異についてはご了承ください。

供給量確保プラン案1といたしまして、私立保育所の定員増30名、私立保育所の新設90名、社会福祉法人による小規模保育の実施3箇所です。57名となりまして、確保人数が177名の提案です。小規模保育については、20人未満の定員で3歳未満児が対象となります。幼稚園の空き教室を利用して、実施できれば経費節減にもつながるのではないかと想定しています。小規模保育の問題点として、3歳児からの受け入れ先となりますが、小規模保育の実施園へ受け入れてもらうか、幼稚園を認定こども園に移行して新たな受け入れ先をつくっていくかという案が考えられます。

供給量確保プラン案2といたしまして、私立保育所の定員増30名、幼稚園を社会福祉法人に譲渡もしくは貸与し、私立認定こども園を開設していただくというもので、既存の施設を認定こども園として3箇所を実施して150名となり、確保人数が180名の提案です。2つのプラン案それぞれ、82名の確保の場合、実施箇所数を減らすことによる方策での対応となることと思います。

また、供給量とは別に考えていかなければならない対策といたしまして、井尻野幼稚園と総社保育所を認定こども園として新設するか、それぞれの園で改築するかという点です。ともに施設が老朽化しており、耐震化の面からみても早期対応が必要となります。もう1点、清音幼児園を平成26年度中に認定こども園へ移行していくかどうかという点です。既に幼稚園と保育所を一体的に実施しており、今年度における現行制度で移行した方が、施設整備の基準が5年間現行のままでありとみなされる制度の適用がされます。以上のプランを提案いたします。

(近藤会長)

何かご意見・ご質問はありませんか。

(服部委員)

前回より幼稚園に対する市の考えがかなり変わってきたように感じました。プラン1について、空き教室を社会福祉法人に渡してでも旧村単位の幼稚園を残していきたいという方向性なのでしょう。子どもが少ない地域では任されても運営が成り立たちません。プラン2について、幼稚園を社会福祉法人に譲渡し、私立の認定こども園として開設するということが、県南に近い方は、子どもが多く認定こども園化も可能ですが、周辺部の定員割れをしている幼稚園については小さい子どもがいないので、社会福祉法人へ譲渡されても運営できない。幼稚園と保育所の近い場所で効率の良い運営ができる点についての認定こども園化は財政的には好ましいが、子どもにとって果たして良いのかどうかご意見を伺いたい。

(保健福祉部長)

プラン1では、幼稚園は定員が5割を割っているところがほとんどなので、空き教室を利用して小規模保育ができないかという案を提示しています。社会福祉法人は経営的に成り立たないと運営できないということは承知しています。社会福祉法人が実施しない場合は、公立で行うこともやむを得ないと考えています。小規模保育は公立であっても国県からの補助がでますので、財政的には公立・私立どちらでも変わりはないと思います。

プラン2では、保育所近くの幼稚園について当該保育所を運営する社会福祉法人に譲渡または無償貸与し、両施設を合わせて私立認定こども園に移行する案です。認定こども園の良い所は、1号から3号までいずれの子どもでも利用できる点です。3歳以上の子どもに対しては、保護者の就労状況に関わらず同じ施設で学校教育を提供できることとなります。

プラン1と2の関係ですが、案1か案2かということではなくて、それぞれの案を組み合わせる柔軟に対応していきたいと考えています。

(松森委員)

幼稚園の空き教室に対する取組について対応していかななくてはいいませんが、幼稚園の規模やニーズに応じて利用できる方法を考えていかなければならないと思っています。3歳以上の子どもについての利用方法についても、認定こども園なども含めていろいろ検討していければいいのではないかと考えています。

(近藤会長)

プラン1の幼稚園の空き教室を利用する社会福祉法人による小規模保育の実施及びプラン2の幼稚園を社会福祉法人に譲渡し、私立認定こども園へ移行することについては、みなさまにご了承いただきましたので、前向きに取り組んでいただきたいと思います。プラン1における私立保育所の新設という案については、子どもの数が減ってきた時の対応が難しくなるということで、本会議としては却下とさせていただきます。

(近藤会長)

続きまして、(3) 子ども・子育て支援事業計画骨子案について、事務局より説明願います。

(3) 子ども・子育て支援事業計画骨子案について

(子育て支援係長)

資料Ⅲ、総社市子ども・子育て支援事業計画骨子案をご覧ください。

まず1頁には「子育て王国そうじゃ」をめざしてと題しまして、現状を踏まえて、総社市として目

指すべきもの、今後の方向性を示しております。2頁には、計画策定の趣旨として、現在の計画書である総社っ子プラン（総社市次世代育成支援行動計画（後期計画））と子ども条例の制定について、基本理念の説明をしております。「すべての子どもの幸せのために、互いに助け合う「子育て王国そうじゃ」」こちらを基本理念として、家庭・学校・地域・企業・行政が協働し、子育て・親育ちに取り組んできました。

このたびの事業計画では、平成24年8月に「子供・子育て関連3法」が制定され、この法に基づき平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行されることに伴い、策定するものです。主に、未就学の子どもを対象としており、質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的提供、待機児童の解消と地域保育の支援及び地域の子ども・子育て支援の充実について、総合的に推進していくための取組を目指すものとなります。

計画の性格・位置付けは、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画で、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「総社っ子プラン」を継承するものとなります。

子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項として、これまで会議において説明してきたとおり、

- ・教育・保育提供区域の設定
- ・幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期
- ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保の内容とその実施時期
- ・幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項については、児童虐待防止対策の充実、ひとり親への自立支援の推進、ワークライフバランスの推進など、総社市次世代育成支援行動計画を継承したものが基本となります。

資料4頁をご覧ください。資料では、本計画における他の関連計画などとの整合性をはかることを図示しており、市の総合計画や子ども条例に即した5年間の計画を策定していきます。

資料5頁では、計画の基本理念と方向性をあげています。ここでは、案1で次世代育成支援行動計画の継承。案2で子ども条例を踏まえての作成としております。次回会議において、この方向性を考えながら検討していただきたいと思います。また、総社市総合計画のめざすまちの姿という中にある「家族や地域が一体となって互いに助け合い子育てをすることができるまち」についても合わせて考慮していくものとなります。

資料6頁からは、計画の基本的な視点を6点あげており、資料8頁からは、総社市の現状として、基本目標、現状・課題・基本施策を検討していくこととなります。この基本目標から重点プロジェクトとして、具体的な事業の目標へとつなげていくこととなります。現在の計画における総社っ子プランでは、次世代の健全育成を進めていくために、7つの項目を重点プロジェクトとして事業展開を行ってきました。今回の計画につきましても同様な流れで作成していくことを予定しています。

資料8頁からは、計画書における骨子案の基本目標として、（1）幼児期の教育・保育事業の提供（2）地域における子育て支援（3）すべての子ども等への支援（4）子どもと母親の健康の確保（5）職業生活と家庭生活との両立の支援（6）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 これらのことについて考えております。

今回は骨子案ということでお示しさせていただきましたが、次回は「素案」として具体的な内容を詰めていきたいと考えております。

（近藤会長）

以上事務局からの提案でしたが、ご意見ご質問はありませんか。

内容についての具体的な案は、次回会議ということになりますが、取り上げていただきたいという項目などがありましたらご意見ください。

引き続きまして、(4) 子ども・子育て支援新制度に係る条例の制定について、事務局より説明願います。

(4) 子ども・子育て支援新制度に係る条例の制定について

(こども課長)

資料Ⅳに沿って、子ども・子育て支援新制度に係る条例の制定について説明させていただきます。今回は、情報提供として内容をあげさせていただいております。具体的な内容については、次回会議にお示しさせていただきます。

施行時期については、平成27年4月1日を予定して新制度がスタートすることとなります。新制度で市が定めなければならない基本条例等は4つあり、資料に提示しております。国の基準を踏まえて、地域の実情に応じて市としての基準を定めることとなります。「従うべき基準」と「参酌すべき基準」とに区分されており、国の基準を下回る又は緩和する基準を定める特段の実情がない限りは、国の基準と同様の取扱いとしようと考えています。

制定する条例について

(1) 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準について

こちらについては、市の認可基準となります。資料の最終頁に認可基準の具体的な各項目について家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育をあげております。これらは現時点で実施を想定しない場合にあっても、将来事業者の参入があった場合に備え条例整備の必要があります。法令上も条例制定は義務とされています。

(2) 保育の必要性の認定

現在、総社市保育に関する条例に保育の実施基準をあげていますので、その改正になるのではないかと考えています。新制度では、求職活動についても明確に規定していますので、認定をしていく必要があるものと考えています。また、保育の必要量についても1日11時間までの利用の「保育標準時間」と1日8時間までの利用の「保育短時間」に区分されることとなり、就労時間の下限を1ヶ月48時間以上64時間以下の範囲で、市が定めることとなっています。総社市については、現行においても1ヶ月48時間以上の就労時間を最低基準としていますので、引き続き1ヶ月48時間以上の就労を保育短時間における下限にしていこうと考えています。

(3) 放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準

放課後児童クラブに関する基準についても条例整備が必要となります。現在についても、市の実施基準に基づいて実施していますが、新制度では実施主体が市町村として、対象についても小学校に就学している児童と明確化されることとなります。現行の市の取扱いと国の基準とを比較してあげております。

(4) 「特定教育・保育士説」及び「特定地域型保育事業」の運営基準

認可されている施設に対して市が給付を行う場合には、市において確認の作業が必要となります。ただし、新制度施行前からある認可保育所等については、申請をしなくても確認があったものとみなされます。新たな事業に参入される場合は、諸手続きが必要となってきます。

(近藤会長)

条例の制定について、ご意見・ご質問はありませんか。

それでは、(5) その他といたしまして、今後のスケジュールについて事務局より説明願います。

(5) その他

(子育て支援係長)

資料Vのスケジュール表をご覧ください。平成26年度における今後の予定ですが、次回会議を7月に開催したいと考えております。「量の見込み」と「確保方策」をこの会議において検討してまいりましたが、7月会議では事業計画の素案と27年度の新制度に向けた条例を提示いたします。9月に各種条例を議会に上程し、10月頃から支給認定手続きが始まります。

事業計画については、10月までに調整しまして、パブリックコメントを経て12月頃の会議に提出できるように考えています。また、新制度へ向けての準備状況などもこの頃にご説明できるのではないかと考えています。それまでの会議において、いろいろな問題を解決していきたいと思っておりますのでご協力をお願いします。

(近藤会長)

その他、何かご意見・ご質問などはありませんか。それでは、閉会のあいさつを林副会長からお願いします。

4 閉 会

(林副会長)

熱心にご協議いただきありがとうございました。

協議事項(1)量の見込みについては82名で考えていきたいと思いますという事で話がまとまりました。平成29年度に様子を見ましようという事でしたが、補填する部分があってもよいのではと思いました。(2)提供体制の確保という事で、認定こども園の良さを活かすような取組ができないかという意見がなされました。(1)・(2)をもとに、より良い計画を考えていこうということが話し合われました。(3)・(4)については、今後検討していこうということでした。

福祉分野は多岐にわたり、複雑でわかり難いところも多いので、我々も勉強しながらより良い総社を考えていきたいと思えます。